

重 要 事 項 説 明 書

個人情報利用同意書



訪問看護ステーション 絆

重要事項説明書

＜介護予防訪問看護・介護訪問看護・医療訪問看護＞

介護予防訪問看護・介護訪問看護サービス及び医療訪問看護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

1. 利用事業所の名称

事業者名	株式会社 R & Y
代表者名	関口 敦
事業所の名称	訪問看護ステーション 絆
介護保険指定事所番号	2865290569
事業所所在地	神戸市西区竜が岡 4 丁目 20-14 アーク竜が岡 A201
連絡先	電話 :078-945-6527 FAX :078-945-6528
相談担当者	田方 万紀子

2. 事業所の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者様に対して可能な限り居宅においてその有する能力や状態に応じて、安定した療養生活が送れるように支援することを目的にサービスを提供します。
運営方針	利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図れるようにサービスを提供します。

3. 営業時間

平日	9:00 ～ 18:00
休業日	土曜日・日曜日・祝日、年末年始

4. 職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者(看護師)	1 名	常勤 1 名 (訪問看護師)
看護師	2 名	常勤 2 名以上
理学療法士	1 名	常勤 1 名以上
作業療法士	1 名	非常勤 1 名以上

5. 通常運営の実施地域

神戸市西区・明石市・稲美町・播磨町

6. 訪問看護サービスの概要

サービス内容	内容・標準的な手段
病状・症状の把握	① 体温・脈拍・血圧・呼吸・経皮的酸素飽和度などの計測 ② 問診・視診・触診などによる身体状態の観察と対応 ③ 異常時、主治医との連携など適切な対応
療養上の世話	① 栄養に関すること(食事・水分内容や摂食方法などのご相談、点滴や経管栄養などのご相談や援助) ② 排泄に関すること(排泄に関するご相談や援助、緩下剤内服などのご相談) ③ 清潔の援助に関すること(身体や口腔内の清潔に関する援助等)
診療の補助	① 内服薬に関するご相談や援助 ② 床ずれ(褥瘡)や損傷などの処置 ③ カテーテル管理など ④ 主治医と連携した疼痛コントロール ⑤ 必要時または定期的な療養生活の主治医への報告 ⑥ 主治医の指示のもと行う点滴や注射
ターミナルケア	① 身体的、心理的、社会的、スピリチュアルな痛みに対する看護 ② 生きがいや満足度などに関する関わり ③ 意思決定に関する支援(これからの過ごし方に関するご相談など)
リハビリテーション	① リハビリテーションに関する援助 ② 環境整備による安全で安楽な日常生活動作の提案
ご家族支援	① ご家族への介助方法などのご相談 ② ご家族の心身の健康に関するご相談 ③ ご家族の意思決定に関する支援

※主治医の訪問看護指示書のもと訪問看護を行い、毎月訪問看護計画書と報告書を提出し連携します。

7. 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

訪問看護は介護保険、医療保険でのご利用かによって料金内容が異なります。

(1) 介護保険から給付サービスを利用する場合(別紙 1「ご利用金額の目安」を参照ください。)

- ① 負担割合は、原則サービス費の 1 割～3 割です。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。
- ② 介護サービスにかかる費用(介護報酬)は全国一律で決められています。しかし、都市によって物価や人件費に違いがあるため、お住まいの地域や利用するサービスによって、実際に支払う金額は変わってきます。1 単位あたりは、10 円で換算するのが基本ですが、神戸市は 4 級地で、1 単位＝10.84 円 となります。

(2) 医療保険から給付サービスを利用する場合(別紙 2「ご利用金額の目安」を参照ください。)

8. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービス提供中に、ご利用者様の容態、その他の緊急事態が生じた際は、必要に応じて臨時対応の手当てを行うと共に、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求めるなどの必要な処置を講じると共に、情報提供して頂いたご家族の連絡先に連絡します。

	連絡者様の名前（続柄）	電話番号
緊急連絡先①		
緊急連絡先②		

附則

この重要事項説明書は、2022 年 4 月 1 日に作成しました。

この重要事項説明書は、2022 年 9 月 1 日に追加修正しました。

この重要事項説明書は、2023 年 2 月 1 日に追加修正しました。

この重要事項説明書は、2023 年 4 月 17 日に追加修正しました。

この重要事項説明書は、2024 年 6 月 1 日に追加修正しました。

この重要事項説明書は、2026 年 4 月 1 日に追加修正しました。

訪問看護事業者賠償責任保障

保険金をお支払いする主な場合

訪問看護ステーションと同一の事業者（法人）が行う療養通所介護事業を補償の対象とする特約です。補償の内容は、主契約（訪問看護ステーションの行う業務の補償範囲）と同様です。

●被保険者*1 が、日本国内において業務*3 を遂行することによりその業務の対象者にケガをさせてしまった場合、あるいは加入者証に記載された施設の所有、使用もしくは管理に起因して他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊してしまった場合に、被保険者（保険契約で補償を受けられる方）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

*1 被保険者は訪問看護事業者およびその業務に従事する使用人（看護師・OT・PT等）となります。ただし医師は除きます。

〈*2 業務には下記を含みます〉

介護保険法、健康保険法及びその他医療保険各法（労働者災害補償保険法を含みます）に規定される各種訪問看護事業およびそれに付随して行う業務が対象となります。

- 対象業務例
- 1.訪問看護ステーションにて、あわせて指定を受け行う居宅療養管理指導業務
 - 2.居宅系施設への訪問による健康管理等の訪問看護事業者の業務
 - 3.訪問看護事業者の行うリハビリテーション業務
 - 4.介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助業務

●訪問看護業務を遂行するうえで、利用者に対する不当な身体拘束による自由の侵害・名誉棄損ならびに口頭、文書、図面等の表示行為による名誉棄損・プライバシーの侵害が発生した場合、それによって事業者が被る法律上の損害賠償責任についても補償対象となります。

●身体障害事故が発生した場合、損害賠償責任の有無がはっきりしない段階であっても社会通念上妥当な範囲内での被害者へのお見舞い（見舞品・見舞金・香典等）や、その他担当者の現場への派遣費用等の初期対応に要する費用を保険金としてお支払いします。（ただし、見舞金については示談が成立した際には、示談金額に上乗せして示談書を取り交わしていただきます。）

個人情報利用同意書

〈個人情報保護の趣旨〉

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いにつとめるものとする。

事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

〈個人情報利用範囲〉

利用者及びそのご家族の個人情報利用について、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- ① 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- ② サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- ③ サービス利用に関わる管理運営のため
- ④ 緊急時の医師・関係機関の連絡のため
- ⑤ ご家族及び後見人様などへの報告のため
- ⑥ 当社サービスの維持・改善にかかる資料のため
- ⑦ 当社の職員研修などにおける資料のため
- ⑧ 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- ⑨ 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- ⑩ 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

衛生管理等

- (1) 従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1年に1回開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を年1回実施します。

業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を実施します。
- (3) 年に1回業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止をするために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	田方 万紀子
-------------	-----	--------

- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (5) 事業所はご利用者が青年後継制度を利用できるよう支援を行います。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業員又は介護者(介護されている家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。
- (7) 事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急時ややむをえない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむをえない理由を記録致します。

その他、原契約書契約条項及び原重要事項説明書のとおりとする。上記同意を証明するため本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、それぞれ1部ずつ保有します。

年 月 日 当事業者は、ご利用者さまに対する訪問看護のサービス提供開始に当たり、利用者様、代理人(選任した場合)に対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者	株式会社 R&Y 住所:埼玉県川越市霞ヶ関北 2-6-1-103
代表	代表取締役 関口 敦 印
事業所	訪問看護ステーション絆 住所:神戸市西区竜が岡 4 丁目 20-14 アーク竜が岡 A201
事業者番号	2865290569
	管理者 田方 万紀子 印

(利用者様) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

ご利用者様

住所.....

氏名.....印

電話番号.....

代理人(選任した場合)

住所.....

氏名.....(続柄:)印

電話番号.....

家族代表者

住所.....

氏名.....(続柄:)印

電話番号.....

外部の苦情相談窓口

○介護福祉サービスに関すること

神戸市福祉局監査指導課

TEL:078-322-6326 受付時間 (平日)8:45-12:00 13:00-17:30

○要介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話(監査指導課内)

TEL:078-322-6774 受付時間 (平日)8:45-12:00 13:00-17:30

○介護保険サービスに関すること

兵庫県国民健康保険団体連合会

TEL:078-332-5617 受付時間 (平日)8:45-17:15

○サービスの質や契約に関すること

神戸市消費生活センター

TEL:078-371-1221 受付時間 (平日)9:00-17:00